

西東京市教育委員会の教育目標と基本方針が決定しました

西東京市発足に伴い、西東京市の教育課題を解決するため、2月20日に行われた平成13年第2回西東京市教育委員会で、教育目標と基本方針が次のように決定されました。

指導課(保谷庁舎)内線 2634、2635

西東京市教育委員会の教育目標

西東京市教育委員会は、人間尊重の精神を基調とし、子どもたちが責任を重んじ、心のふれあいを大切にしたい。徳・体の調和のとれた人間性豊かな市民となることを目指し、学校教育・社会教育の充実と相互の緊密な連携のもと、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指す。

西東京市教育委員会の基本方針

西東京市教育委員会は、「教育目標」を達成するため、以下の「基本方針」及び教育行政の課題と施策の方向に基づき、総合的に教育施策を推進する。

【基本方針1 人権尊重の教育の推進】

日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、また児童の権利に関する条約等の趣旨を尊重して、学校教育活動と社会教育活動全体を通して、あらゆる偏見や差別をなくすため、人権尊重の教育を推進する。

- (1) 人権尊重の精神のもとに、一人一人の児童・生徒のよりよい成長・発達と自己実現の達成を図り、同和問題をはじめ人権課題にかかわる差別意識の解消を図るとともに、すべての市民が人権尊重の精神を培い、人権問題への正しい理解と認識を深めることのできるよう努める。
- (2) 障害のある人が社会の一員として平等に活動できる社会の実現を目指し、相互理解と連帯感をはぐくむ教育を推進する。
- (3) 男女平等観に立った人間形成と社会的風土づくりを目指し、男女平等教育を推進する。
- (4) 広い視野をもち、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力を育成するよう、人権尊重を基盤とした国際理解教育を推進する。

【基本方針2 生涯学習の推進】

市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるように、学校教育、社会教育、文化・スポーツ等に関する施策を総合的に推進し、生涯学習社会の実現を図る。

- (1) 市民の生涯学習を総合的に支援できるように、学習のための諸施設の整備・活用、情報の提供、相談、指導者の養成、学習機会の拡充等の条件整備を図るとともに、関係部局、学校、民間団体等との積極的な連携を推進する。
- (2) 市民が地域社会で行う社会教育活動等を支援できる

【基本方針3 児童・生徒の健全育成の推進】

いじめや不登校をなくし、子どもたちが自他の生命を大切にするなど、人間性豊かな社会の形成者として健やかに成長できるように、関係機関と協力し、学校・家庭・地域社会の緊密な連携のもとに、すべての子どもたちの「心とからだの健康づくり」の推進を図る。

- (1) 生命を大切にし人権を尊重する心の育成、きまりを守り他を思いやるなどの社会



性及び道徳性の育成、基本的な生活習慣の育成、体力の向上や健康の保持・増進を重点として、児童・生徒の健全育成のための施策の総合的・体系的推進を図る。

- (2) 子どもたちが西東京市の自然や文化を愛し、自然体験や社会体験などを通して、地域社会の一員としての奉仕の精神を培い、豊かな人間関係をはぐくむとともに、郷土や我が国の文化や伝統に誇りをもち、世界の人々と協調して生きていくことができるよう、多様な活動の機会や場の充実を図るなど、教育環境の整備に努める。
- (3) いじめ、不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応し、学校における指導体制や相談機能を充実するとともに、いじめや不登校に関する相談、就学・進路に関する相談等を含めた総合的な教育相談機能のより一層の整備・充実を図る。
- (4) 学校の教育活動全体及び家庭・地域社会との連携を通して、豊かな心をはぐくむ

【基本方針4 個性を生かす学校教育の充実】

児童・生徒が、生涯を通じて社会の変化に主体的に対応して成長できるように、基礎・基本の確実な定着と自ら学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等の資質・能力の育成を重視し、一人一人の個性を生かす教育の充実を図る。

- (1) 児童・生徒の特性や進路希望の多様化等に対応し、個性を重視した多様な教育を推進するため、各学校が特色ある教育課程を編成し、着実に実施する。
- (2) 家庭や地域社会と連携し、保護者や地域住民に信頼される魅力ある学校の実現を目指す。校長の経営方針のもとに、責任ある運営体制を確立する。
- また、学校運営連絡協議会(仮称)の設置等により、家庭や地域社会と

連携して開かれた学校づくりに努める。

- (3) 高度情報化、少子・高齢化、環境問題、国際理解などの現代的な諸課題に対応するために、児童・生徒が課題について関心をもち、認識を深めて、課題解決の能力を身につけることができるよう教育活動の改善・充実を図る。
- (4) 人事考課制度の円滑な実施を図るとともに、教員のライフステージに応じた研修体制を充実させ、教職員の資質・能力の向上を図る。
- (5) 多様な教育活動や地域住民の利用、さらに災害時における学校の役割に配慮して、学校施設の整備を計画的に推進する。
- (6) 児童・生徒の健康づくりを進めるとともに、生涯を通じて運動を実践できる基礎を培うため学校における体育・スポーツの充実を図る。
- (7) 心身に障害のある児童・生徒の能力・特性等を十分に伸ばし、それぞれの障害の状態及び発達段階に応じた適切な心身障害教育の充実を図る。

【基本方針5 多様な学習機会を提供する社会教育の充実】

市民が生涯の各時期にわたって、主体的に学習活動や社会参加を行うことができるよう、多様な学習の機会や場を提供するなど、社会教育の充実を図る。

- (1) 高度情報化、少子・高齢化、環境問題、国際理解、家庭教育などの現代的な諸課題について、市民が関心をもち、認識を深めることができるよう、学習の機会や場を提

供する。

- (2) 公民館、図書館等の社会教育施設機能及び事業のなお一層の充実を図りながら、市民の自主的活動を支援するとともに、交流の場の拡充に努める。
- (3) 地域社会や家庭の教育力の向上を図るため、関係機関等と連携しながら、地域のリーダー養成や多様な学習・交流の機会、情報提供の充実を図る。

【基本方針6 体育・スポーツ・レクリエーション活動の推進】

市民が、生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、活動の機会や場を提供するなど支援を行う。

- (1) 市民が身近に文化に親しめる環境づくりを目指して、公民館・ホール等の文化施設の活用を図り、芸術文化の様々な鑑賞の機会と文化の創造・交流の場を充実させるとともに、地域に伝わる有形・無形の文化財の保存、活用と市民がそれらに接する機会の拡充を図る。
- (2) 市民の健康づくり、生きがいづくりを進め、スポーツ・レクリエーションの振興を図り、市民の「であい、ふれあい、伝えあい、わかちあい」の活性化に努めるとともに、楽しむスポーツから競技スポーツまでを含めて、施設の体系的な拡充と諸事業の一層の充実を図る。
- (3) 市民が生涯にわたって主体的に、スポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう活動組織の育成、指導者の養成等の支援に努める。